

個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(本契約の申込みをすることができる者の条件)</p> <p>第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者とします。</p> <p>ただし、本契約の申込みと同時に、当社が別に定める「スマホおかしプログラム提供条件書」に規定する対象機種種の購入に係るスマホおかしプログラムの申込みをするときは、この限りではありません。</p> <p>(1) 当社のX i サービス契約約款 (以下「X i 約款」といいます。)に定めるところにより、当社とX i 契約又はX i ユビキタス契約 (基本使用料の料金種別が、X i 約款に規定するX i デバイスプラス 300 又はX i デバイスプラス 500 であるものに限りませ) を締結している者</p> <p>(2) 当社のF O M A サービス契約約款 (以下「F O M A 約款」といいます。)に定めるところにより、当社とF O M A 契約 (基本使用料の料金種別が、F O M A 約款に規定するパリュープラン以外のものであるものを除きます。) を締結している者</p> <p>(3) 当社のF O M A 約款に定めるところにより、当社とF O M A ユビキタス契約 (基本使用料の料金種別が、F O M A 約款に規定するお便りフォトプランフラット、お便りフォトプラン等、定額ユビキタスプラン、F O M A デバイスプラス 300 又はF O M A デバイスプラス 500 であるものに限りませ) を締結している者</p> <p><u>(指定X i 回線等の指定)</u></p> <p>第3条の2 購入者は、本契約の申込みにあたり、指定X i 回線等 (指定商品を主として接続する購入者の1のX i、X i ユビキタス、F O M A 又はF O M A ユビキタス (X i 約款又はF O M A 約款に規定するものをいいます。) をいいます。以下同じとします。) を指定していただきます。</p> <p>ただし、前条のただし書きの場合であって、購入者から指定X i 回線等を指定しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。</p> <p>(契約の申込方法及び承諾等)</p> <p>第4条 購入者は、本契約の申込みをするときには、次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を本申込書記載の契約事務を行う販売店に提出していただきます。</p> <p>(1) 本契約に係る購入者の氏名又は名称</p> <p>(2) <u>指定X i 回線等 (前条の規定により購入者から指定X i 回線等を指定しない旨の意思表示があったときを除きます。)</u></p> <p>(3) その他本契約申込みの内容を特定するための事項</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(契約上の地位の譲渡)</p> <p>第10条 購入者は、本契約 (指定X i 回線等の指定があるものを除きます。) の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。</p> <p>2 購入者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面によりX i 約款に規定する所属X i サービス取扱所又はF O M A 約款に規定する所属F O M A サービス取扱所に請求していただきます。</p> <p>3 当社は、次の場合には第1項の請求を承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 前項の規定により、本契約上の地位の譲渡を受ける者 (以下「譲受人」といいます。) が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき (第16条の規定により、当社が購入者に対する本契約に基づく債権を第三者へ譲渡した場合であって、その第三者への支払いがないときを含みます。)</p> <p>(2) 譲受人と当社との間で締結している個別信用購入あっせん契約又は割賦販売契約の数が当社が定める基準を超えたとき。</p> <p>(3) 譲受人が当社と締結しているX i サービス若しくはF O M A サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき (X i 約款又はF O M A 約款の規定により、当社がX i サービス又はF O M A サービスの料金その他の債務に係る</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(本契約の申込みをすることができる者の条件)</p> <p>第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者とします。</p> <p>(1) 当社のX i サービス契約約款 (以下「X i 約款」といいます。)に定めるところにより、当社とX i 契約又はX i ユビキタス契約 (基本使用料の料金種別が、X i 約款に規定するX i デバイスプラス 300 又はX i デバイスプラス 500 であるものに限りませ) を締結している者</p> <p>(2) 当社のF O M A サービス契約約款 (以下「F O M A 約款」といいます。)に定めるところにより、当社とF O M A 契約 (基本使用料の料金種別が、F O M A 約款に規定するパリュープラン以外のものであるものを除きます。) を締結している者</p> <p>(3) 当社のF O M A 約款に定めるところにより、当社とF O M A ユビキタス契約 (基本使用料の料金種別が、F O M A 約款に規定するお便りフォトプランフラット、お便りフォトプラン等、定額ユビキタスプラン、F O M A デバイスプラス 300 又はF O M A デバイスプラス 500 であるものに限りませ) を締結している者</p> <p>(契約の申込方法及び承諾等)</p> <p>第4条 購入者は、本契約の申込みをするときには、次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を本申込書記載の契約事務を行う販売店に提出していただきます。</p> <p>(1) 本契約に係る購入者の氏名又は名称</p> <p>(2) 本申込書記載の携帯電話機を主として接続する購入者の1のX i、X i ユビキタス、F O M A 又はF O M A ユビキタス (X i 約款又はF O M A 約款に規定するものをいいます。以下「指定X i 回線等」といいます。)</p> <p>(3) その他本契約申込みの内容を特定するための事項</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(契約上の地位の譲渡)</p> <p>第10条</p>

債権を請求事業者（X i 約款又は F O M A 約款に規定するものをいいます。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。。

4 前 3 項の規定にかかわらず、購入者は、指定 X i 回線等に係る名義変更（X i 約款及び F O M A 約款に規定するものをいいます。）があったときは、その指定 X i 回線等に係る本契約の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。

5 購入者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により X i 約款に規定する所属 X i サービス取扱所又は F O M A 約款に規定する所属 F O M A サービス取扱所に請求していただきます。

6 当社は、次の場合には第 4 項の請求を承諾しないことがあります。

(1) 譲受人が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき（第 16 条の規定により、当社が購入者に対する本契約に基づく債権を第三者へ譲渡した場合であって、その第三者への支払いがないときを含みます。）。

(2) 譲受人が、指定 X i 回線等に係る契約の譲受人以外であるとき。

(3) 譲受人と当社との間で締結している個別信用購入あっせん契約又は割賦販売契約の数が当社が定める基準を超えたとき。

(4) 譲受人が当社と締結している X i サービス若しくは F O M A サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき（X i 約款又は F O M A 約款の規定により、当社が X i サービス又は F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者（X i 約款又は F O M A 約款に規定するものをいいます。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）。

第 11 条～第 19 条（略）

購入者は、指定 X i 回線等に係る名義変更（X i 約款及び F O M A 約款に規定するものをいいます。）があったときは、本契約の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。

2 購入者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により X i 約款に規定する所属 X i サービス取扱所又は F O M A 約款に規定する所属 F O M A サービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、次の場合にはその請求を承諾しないことがあります。

(1) 前項の規定により、本契約上の地位の譲渡を受ける者（以下「譲受人」といいます。）が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき（第 16 条の規定により、当社が購入者に対する本契約に基づく債権を第三者へ譲渡した場合であって、その第三者への支払いがないときを含みます。）。

(2) 譲受人が、指定 X i 回線等に係る契約の譲受人以外であるとき。

(3) 譲受人と当社との間で締結している個別信用購入あっせん契約又は割賦販売契約の数が当社が定める基準を超えたとき。

(4) 譲受人が当社と締結している X i サービス若しくは F O M A サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき（X i 約款又は F O M A 約款の規定により、当社が X i サービス又は F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者（X i 約款又は F O M A 約款に規定するものをいいます。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）。

第 11 条～第 19 条（略）

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
1～29 (略)	(略)
30 サービス転用	I P 通信網契約の申込者が現に利用している特定 F T T H 事業者等が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の契約の解除と同時に新たに当社の I P 通信網サービスの契約を締結すること（西日本電信電話株式会社が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たに当社の I P 通信網サービス（第5条（I P 通信網サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が 10Gタイプのものに限ります。）の契約を締結するときを除きます。）
31 (略)	(略)

第2章 I P 通信網サービスの種類等

第4条 (略)

(I P 通信網サービスの品目)

第5条 I P 通信網サービスには、次表に規定する通信速度種別に係る品目があります。

ただし、10Gタイプは第1種契約又は第2種契約に、2.5Gタイプは第3種契約に限ります。

種 類	内 容
10Gタイプ	最大 10G b / s までの符号伝送が可能なもの
2.5Gタイプ	最大 2.5G b / s までの符号伝送が可能なもの
1Gタイプ	最大 1G b / s までの符号伝送が可能なもの
200Mタイプ	最大 200M b / s までの符号伝送が可能なもの
100Mタイプ	最大 100M b / s までの符号伝送が可能なもの

2 (略)

第6条 (略)

第3章 I P 通信網契約

[現 行]

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
1～29 (略)	(略)
30 サービス転用	I P 通信網契約の申込者が現に利用している特定 F T T H 事業者等が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の契約の解除と同時に新たに当社の I P 通信網サービスの契約を締結すること
31 (略)	(略)

第2章 I P 通信網サービスの種類等

第4条 (略)

(I P 通信網サービスの品目)

第5条 I P 通信網サービスには、次表に規定する通信速度種別に係る品目があります。

種 類	内 容
2.5Gタイプ	最大 2.5G b / s までの符号伝送が可能なもの
1Gタイプ	最大 1G b / s までの符号伝送が可能なもの
200Mタイプ	最大 200M b / s までの符号伝送が可能なもの
100Mタイプ	最大 100M b / s までの符号伝送が可能なもの

2 (略)

第6条 (略)

第3章 I P 通信網契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第8条～第9条 (略)

(一般契約申込の承諾)

第10条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2～4 (略)

(注) 通信速度種別に係る品目が10Gタイプに係る第2種契約を締結したときは、その一般契約者は、西日本電信電話株式会社との間でIP v 6通信相手先拡張機能(西日本電信電話株式会社の契約約款に規定するものをいいます。)の提供を受けるための契約を締結したことになります。

(契約者識別番号)

第11条 IP通信網の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 一般契約者は、IP通信網契約(第5条(IP通信網サービスの品目)に規定する通信速度種別に係る品目が10Gタイプに係る一般契約及び第3種契約を除きます。)締結の際に、IP通信網サービスに係る事業者変更(電気通信番号を変更することなく、IP通信網サービスの提供を受ける事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者(当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に限ります。

3～4 (略)

第12条～第15条 (略)

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第16条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属IP通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、一般契約者(第5条(IP通信網サービスの品目)に規定する通信速度種別に係る品目が10Gタイプに係る一般契約者及び第3種契約に係る一般契約者を除きます。以下この条において同じとします。)がIP通信網サービスに係る事業者変更を希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。この場合において、料金表第2表(工事費)の1(適用)の(8)に規定する分割支払いの適用を受けている一般契約者は、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

3～5 (略)

第16条の2～第17条 (略)

第3節 (略)

第4章～第9章 (略)

第10章 通信

(発信者番号通知)

第36条 契約者回線(通信速度種別に係る品目が10GタイプのIP通信網契約に係るものを除きます。)からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知(契約者回線に係る契約者識別番号を当社が定める通信の相手先へ通知することを

第1節 (略)

第2節 一般契約

第8条～第9条 (略)

(一般契約申込の承諾)

第10条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2～4 (略)

(契約者識別番号)

第11条 IP通信網の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 一般契約者は、IP通信網契約(第3種契約を除きます。)締結の際に、IP通信網サービスに係る事業者変更(電気通信番号を変更することなく、IP通信網サービスの提供を受ける事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者(当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に限ります。

3～4 (略)

第12条～第15条 (略)

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第16条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属IP通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、一般契約者(第3種契約に係るものを除きます。以下この条において同じとします。)がIP通信網サービスに係る事業者変更を希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。この場合において、料金表第2表(工事費)の1(適用)の(8)に規定する分割支払いの適用を受けている一般契約者は、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

3～5 (略)

第16条の2～第17条 (略)

第3節 (略)

第4章～第9章 (略)

第10章 通信

(発信者番号通知)

第36条 契約者回線からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知(契約者回線に係る契約者識別番号を当社が定める通信の相手先へ通知することをいいます。以下同じとします。)を行います。

いいます。以下同じとします。)を行います。
 ただし、契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。
 2～3 (略)

第37条～第37条の2 (略)

第11章～第15章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 料金

第1 基本使用料

1 (略)

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

1契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/東	6,700円 (7,370円)
			ドコモ光マンションタイプA/東	5,000円 (5,500円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/東	6,900円 (7,590円)
			ドコモ光マンションタイプB/東	5,200円 (5,720円)
	プロバイダなしプラン	ドコモ光戸建単独タイプ/東		6,500円 (7,150円)
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東		4,200円 (4,620円)
		ドコモ光マンション単独タイプ/東		4,800円 (5,280円)
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/東	5,200円 (5,720円)
			ドコモ光マンションタイプA/東	4,000円 (4,400円)
	タイプB	ドコモ光戸建タイプB/東		5,400円 (5,940円)

ただし、契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。

2～3 (略)

第37条～第37条の2 (略)

第11章～第15章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 料金

第1 基本使用料

1 (略)

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

1契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/東	6,700円 (7,370円)
			ドコモ光マンションタイプA/東	5,000円 (5,500円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/東	6,900円 (7,590円)
			ドコモ光マンションタイプB/東	5,200円 (5,720円)
	プロバイダなしプラン	ドコモ光戸建単独タイプ/東		6,500円 (7,150円)
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東		4,200円 (4,620円)
		ドコモ光マンション単独タイプ/東		4,800円 (5,280円)
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/東	5,200円 (5,720円)
			ドコモ光マンションタイプA/東	4,000円 (4,400円)
	タイプB	ドコモ光戸建タイプB/東		5,400円 (5,940円)

			ドコモ光マンションタイプB/東	4,200円 (4,620円)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/東	5,000円 (5,500円)
			ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	2,700円 (2,970円)
			ドコモ光マンション単独タイプ/東	3,800円 (4,180円)

			ドコモ光マンションタイプB/東	4,200円 (4,620円)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/東	5,000円 (5,500円)
			ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	2,700円 (2,970円)
			ドコモ光マンション単独タイプ/東	3,800円 (4,180円)

2-1-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/東	7,800円 (8,580円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/東	8,000円 (8,800円)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/東	7,400円 (8,140円)
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/東	6,300円 (6,930円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/東	6,500円 (7,150円)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/東	5,900円 (6,490円)

2-2 第2種契約に係るもの

2-2-1 2-2-2 以外のもの

1 契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/西	6,700円 (7,370円)
			ドコモ光マンションタイプA/西	5,000円 (5,500円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/西	6,900円 (7,590円)
			ドコモ光マンションタイプB/西	5,200円 (5,720円)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/西	6,500円 (7,150円)

2-2 第2種契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/西	6,700円 (7,370円)
			ドコモ光マンションタイプA/西	5,000円 (5,500円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/西	6,900円 (7,590円)
			ドコモ光マンションタイプB/西	5,200円 (5,720円)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/西	6,500円 (7,150円)

			ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	4,200円 (4,620円)
			ドコモ光マンション単独タイプ/西	4,800円 (5,280円)
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/西	5,200円 (5,720円)
			ドコモ光マンションタイプA/西	4,000円 (4,400円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/西	5,400円 (5,940円)
			ドコモ光マンションタイプB/西	4,200円 (4,620円)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/西	5,000円 (5,500円)
			ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	2,700円 (2,970円)
		ドコモ光マンション単独タイプ/西	3,800円 (4,180円)	

			ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	4,200円 (4,620円)
			ドコモ光マンション単独タイプ/西	4,800円 (5,280円)
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/西	5,200円 (5,720円)
			ドコモ光マンションタイプA/西	4,000円 (4,400円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/西	5,400円 (5,940円)
			ドコモ光マンションタイプB/西	4,200円 (4,620円)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/西	5,000円 (5,500円)
			ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	2,700円 (2,970円)
		ドコモ光マンション単独タイプ/西	3,800円 (4,180円)	

2-2-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/西	7,800円 (8,580円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/西	8,000円 (8,800円)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/西	7,400円 (8,140円)
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/西	6,300円 (6,930円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/西	6,500円 (7,150円)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/西	5,900円 (6,490円)

第2 端末設備使用料

1 装置ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置 (ホームゲートウェイ)	(1) (2)以外のもの	300円 (330円)
	(2) 通信速度種別に係る品目が10GタイプのIP通信網契約に係るもの	500円 (550円)
無線LANルータ機能対応型増設装置 (無線LANカード)		300円 (330円)
備考		
1 当社は、無線LANルータ機能対応型増設装置については、無線LAN型ルータ機能付回線接続装置の貸与を受けている契約者に限り貸与します。		
2 1のIP通信網契約につき、第1種契約者が貸与を請求することができる無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置及び無線LANルータ機能対応型増設装置の数は、当社が別に定める数以内とします。		
3 前項の規定により、無線LANルータ機能対応型増設装置の貸与を受けている契約者が、無線LAN型ルータ機能付回線接続装置を返還するときは、無線LANルータ機能対応型増設装置を合わせて返還していただきます。		

第2の2～第4 (略)

第4 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用	
(1)～(3) (略)	(略)
(4) プロバイダ変更手数料の適用除外	契約者回線の移転等に伴い、移転先住所がその契約者回線に係るプロバイダサービスの提供区域外となったことを理由に、契約者が利用しているプロバイダサービスを変更又は解除したときのプロバイダ変更手数料については、(1)欄及び2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。
(5)～(6) (略)	(略)

2 (略)

第5 (略)

第2表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1)～(6) (略)	(略)

第2 端末設備使用料

1 装置ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置 (ホームゲートウェイ)		300円 (330円)
無線LANルータ機能対応型増設装置 (無線LANカード)		300円 (330円)
備考		
1 当社は、無線LANルータ機能対応型増設装置については、無線LAN型ルータ機能付回線接続装置の貸与を受けている契約者に限り貸与します。		
2 前項の規定により、無線LANルータ機能対応型増設装置の貸与を受けている契約者が、無線LAN型ルータ機能付回線接続装置を返還するときは、無線LANルータ機能対応型増設装置を合わせて返還していただきます。		

第2の2～第4 (略)

第4 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用	
(1)～(3) (略)	(略)
(4)～(5) (略)	(略)

2 (略)

第5 (略)

第2表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1)～(6) (略)	(略)

(7) 時刻指定工事費の適用	<p>ア 契約者（第5条（IP通信サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が10Gタイプに係る第2種契約者及び第3種契約者を除きます。）から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限り、以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。</p> <p>ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ～ウ（略）</p>
(8)～(9) (略)	(略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

区 分		単 位	工事費の額		
			次の税抜額（かっこ内は税込額）		
ア～イ（略）		(略)	(略)		
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	(略)		(略)	
		上記以外のもの	移転等	(ア) (イ)以外のもの	1 配線ごとに 2,500円 (2,750円)
				(イ) 設置する新たな契約者回線に係る通信速度種別に関する品目が10Gタイプであるもの	1 配線ごとに 10,400円 (11,440円)
	上記以外のもの		1 配線ごとに 10,400円 (11,440円)		
	回線終端装置の部分	移転等	(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの	1 装置ごとに 1,000円 (1,100円)	
			(イ) 設置する新たな契約者回線に係る通信速度種別に関する品目が10Gタイプであるもの	1 装置ごとに 2,100円 (2,310円)	
(ウ) 第2種契約に係る契約者回線の移転であって、その移転と同時にその契約者回線に係る通信速度種別に関する品目を10Gタイプから10Gタイプ以外へ変更するもの			1 装置ごとに 2,100円 (2,310円)		

(7) 時刻指定工事費の適用	<p>ア 契約者（第3種契約者を除きます。）から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限り、以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。</p> <p>ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ～ウ（略）</p>
(8)～(9) (略)	(略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

区 分		単 位	工事費の額	
			次の税抜額（かっこ内は税込額）	
ア～イ（略）		(略)	(略)	
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	(略)		(略)
		上記以外のもの	移転	1 配線ごとに 2,500円 (2,750円)
				上記以外のもの
	回線終端装置の部分	移転	1 装置ごとに 1,000円 (1,100円)	

	映像通信機能に係る回線終端装置工事費	1 装置ごとに	2,000 円 (2,200 円)
	上記以外のもの	1 装置ごとに	2,100 円 (2,310 円)
Ⅰ (略)		(略)	(略)

第3表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (令和2年3月16日経企第3158号)
(改正期日)

- この改正規定は令和2年3月23日から実施します。
ただし、この改正規定中、通信速度種別に係る品目が10Gタイプに係る第2種契約に関する部分は、令和2年4月1日から実施します。
(経過措置)
- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったIP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 経企第406号(令和元年5月21日)の附則第3項第1号を次のように改めます。
(1) 料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)のAに規定する基本使用料の料金種別のうち、プロバイダなしプランを選択している定期契約者から申出のあったIP通信網契約について、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)に規定するそのIP通信網サービスの基本使用料の額を、次表に規定する金額に読み換えて適用します。

ア イ以外のもの

1 契約ごとに

区 分			料金額(月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
プロバイダなしプラン	第1種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ/東	4,300 円 (4,730 円)
		ドコモ光マンションタイプ/東	3,100 円 (3,410 円)
	第2種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ/西	4,300 円 (4,730 円)
		ドコモ光マンションタイプ/西	3,100 円 (3,410 円)

イ 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

区 分			料金額(月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)

	映像通信機能に係る回線終端装置工事費	1 装置ごとに	2,000 円 (2,200 円)
	上記以外のもの	1 装置ごとに	2,100 円 (2,310 円)
Ⅰ (略)		(略)	(略)

第3表 (略)

別表1～別表3 (略)

プロバイダなしプラン	第1種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ/東	5,200円 (5,720円)	
	第2種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ/西	5,200円 (5,720円)	
<p>4 経企第 1308 号（令和元年 8 月 21 日）の附則第 2 項中「当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに I P 通信網契約を締結する場合及びサービス転用若しくは事業者変更を利用して当社と I P 通信網契約を締結する場合」を「当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに I P 通信網契約を締結する場合、サービス転用若しくは事業者変更を利用して当社と I P 通信網契約を締結する場合及び第 5 条（I P 通信網サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が 10 G タイプに係る I P 通信網契約を締結する場合」に改めます。</p>				

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 音声利用IP通信網契約</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(音声利用IP通信網契約申込の方法)</p> <p>第9条 音声利用IP通信網契約の申込みをするときは、1の利用回線(次のいずれかに該当するときは除きます。)を指定し、当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) その利用回線に係る契約の名義が音声利用IP通信網契約の申込みをする者と同じでないとき。</p> <p>(2) その利用回線に係るIP通信網契約に関する通信速度種別に係る品目が10Gタイプであるとき。</p> <p>(3) その利用回線が既に他の音声利用IP通信網契約に係る利用回線の指定を受けているとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第18条 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和2年3月16日経企第3158号) この改正規定は令和2年3月23日から実施します。</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 音声利用IP通信網契約</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(音声利用IP通信網契約申込の方法)</p> <p>第9条 音声利用IP通信網契約の申込みをするときは、1の利用回線(次のいずれかに該当するときは除きます。)を指定し、当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) その利用回線に係る契約の名義が音声利用IP通信網契約の申込みをする者と同じでないとき。</p> <p>(2) その利用回線が既に他の音声利用IP通信網契約に係る利用回線の指定を受けているとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第18条 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>